

杉並区立小学校における重大事態の調査結果での再発防止策の提言を受けた 杉並区教育委員会及び杉並区立学校の取組について

杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び杉並区立学校（以下「区立学校」という。）は、杉並区いじめ問題対策委員会による杉並区立小学校における重大事態の調査結果での再発防止策の提言を受けて、以下の取組を実施します。

- 1 区立学校は、基本的人権に配慮し、多様性を尊重する教育活動を推進する。日常的な学習活動において、児童生徒が互いの違いを受け止め、多様な意見を受け入れる取組を実施するほか、5・6月、9・10月の「いのちの教育月間」では、生命の大切さや人生のかけがえのなさを実感する道徳の授業や体験活動を行うこと等により、自他の生命を尊重する態度を育む。
また、令和7年度から実施している弁護士と連携したいじめに関する授業を含め、全児童生徒を対象にした、いじめに関する授業を年3回以上実施し、いじめ問題に対する児童生徒一人ひとりの理解を深める。
- 2 教育委員会は、杉並区の「いじめ対応マニュアル」に基づき、区立学校に対して、学校いじめ対策委員会の主な役割や協議内容、記録の作成方法等を具体的に提示する。
区立学校は、それらの内容を年度当初の学校いじめ対策委員会で確認した上で、同委員会を必ず月1回開催し、確実な情報共有、対応方針の検討、「いじめが解消している状態」に関する慎重な判断を行うこと等により、組織的にいじめの問題に対応する。その際、事案に応じてスクールカウンセラー等を参加させることとする。
- 3 区立学校は、不登校の理由に関し、必要に応じて学校いじめ対策委員会以外の会議等でも情報を共有した上で、必ず管理職を含めた複数の教員による慎重な検討・判断を行い、不登校児童生徒に対する心理面・学習面での迅速な支援等を実施する。
- 4 区立学校は、学校外で起こるいじめの疑いがある行為について、学校内での児童生徒同士の関係性が背景にあると思われる場合等には速やかな状況把握に努める。区立学校及び教育委員会は、把握した情報に基づき、区立学校において対応する事項、家庭において対応する事項、関係機関において対応する事項等を適切に判断した上で、必要に応じて児童生徒の保護者や関係機関と連携して対応する。
- 5 教育委員会は、教員がいじめ防止対策推進法等に対する理解を深め、学校での組織的対応が確実に実行されるよう、令和7年度から実施している教員の全職層別の研修や全教員に向けた研修動画の充実に努める。
また、区立学校は、学校いじめ対策委員会の開催状況、いじめの認知件数・解消件数等を教育委員会に毎月報告する。報告を受けた教育委員会は、事案の緊急性・重大性に応じて、教育人事・指導課学校問題対応支援係（^{シダラー} CEDAR）の職員が、区立学校に対する指導・助言等の積極的な支援を行う。